

## 予 防 業 務

### 予 防 課

（火災予防に関すること）

火災を未然に防ぐためには、一人ひとりが火災予防を心がけることが大切です。放火されない環境づくりによる放火防止対策や、住宅用火災警報器の設置・維持管理等による住宅防火対策を推進するために、私たちは積極的な火災予防広報に取り組み、火災のない、安心して暮らせる街を目指しています。



消防フェアでの火災予防広報



高齢者への火災予防広報



川崎市消防音楽隊と連携した火災予防広報



（消防用設備等に関すること）

商業施設や学校などが建設される際には、消火器や自動火災報知設備などの消防用設備等が適正に設置されるように、あらかじめ図面などで審査し、設置の状況を検査で確認します。



届出のあった図面で消防用設備等の事前確認

（火災調査に関すること）

大切な命と財産を一瞬にして奪う火災。その発生した原因を究明し、二度と火災が起こらないよう火災予防に役立てます。川崎市では、消防局の予防課に火災調査専門の調査係、各消防署に指定調査員や調査係員を配置し、火災発生原因や損害等について詳細に調査を行います。消防局には火災の発生原因を詳細に究明するための研究開発室も備えています。



職員による消火後の火災原因調査



製造メーカーと出火原因を調査

※研究開発室  
高度な研究設備が整っており、燃烧実験や火災で燃えた物質の特定を行い、あらゆる角度から火災発生の原因究明を行い、火災予防へ役立てています。



※研究開発室での火災調査

近年、火災原因は複雑多様化しており、究明には高度な科学技術を利用した鑑定が必要となってきました。川崎市消防局では鑑定機材が充実しているため、あらゆる角度から火災原因を究明し、火災のない街づくりを目指しています。

### 査 察 課

商業施設、店舗、工場、福祉施設、学校施設など、多数の方が出入りする建物・施設を中心に、消防法に基づき、火災予防に関する事項が適切に守られているか、消防用設備等が適正に維持管理されているかを検査して、火災を予防し、さらに、有事の際には、被害を最小限にとどめることができるよう、関係者の方と共に取り組んでいます。



タブレット端末を使用した立入検査



一斉合同特別立入検査

川崎市では、消防局予防部査察課、各消防署予防課を中心に査察業務に取り組み、警防課員も管内の建物を担当し、査察業務を通じて建物構造、消火設備等の状況についても確認しています。

また、消防局職員だけではなく関係行政機関と協力して合同の特別立入検査を実施する場合もあります。

### 保 安 課

（危険物に関すること）

川崎市臨海部の石油コンビナートには、石油精製、石油化学、鉄鋼、セメント、化学、電力、ガスなど多様な産業の事業所が立地しており、危険物の漏えい、爆発などの災害が発生すれば、人命に関わると共に、わが国の社会・経済にも甚大な影響を及ぼします。そのため、特定事業者、関係行政機関と共に、日々コンビナート地域の安全対策に取り組んでいます。



石油コンビナート火災



危険物施設の立入検査



タンクローリー検査

（火薬類・高圧ガスに関すること）



高圧ガス設備の立入検査

花火などの火薬類やプロパンガスなどの高圧ガスは、その管理や取り扱いを誤ると爆発や火災等のおそれがあります。そうした災害を未然に防止し、公共の安全を確保するため、花火大会や高圧ガス製造施設等の規制や立入検査により、自主保安体制の確立を図っています。

check!!

#### 川崎生まれの「消防技術説明者」制度



「消防技術説明者」ヘルメット

石油コンビナート地区の大規模化学工場等では、多種多様な危険物質を製造、貯蔵、取り扱いしていることから、災害発生時に消防隊に災害の状況、危険性をわかりやすく説明することのできる従業員を「消防技術説明者」として選任しています。